



全タク連発第26号
令和3年4月30日

厚生労働大臣
田村憲久 殿

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 川鍋 一 郎



厚生年金保険料等の納付猶予の延滞金の免除について（要望）

厚生労働大臣におかれましては当連合会の業務に格別のご配慮を賜り心より厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国民生活及び日本経済は、未曾有の危機に瀕しています。地方創生の担い手であり、国民生活を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても令和2年2月以降、観光客の激減、イベントの中止、外出の自粛要請などにより、その影響は極めて甚大です。

すでに昨年から3回にわたり緊急事態宣言が発令された影響もあり、その後もタクシーの輸送人員は激減し大変厳しい状況が続き廃業も余儀なくされている事業者も発生しています。

現在では、全国の新規感染者数が1日5000人を超え、さらに、一都二府一県に3回目の緊急事態宣言が発令されましたことから、5月、6月はもとより7月以降も需要の回復は大変難しいと見込まれます。

「三つの密」の回避、テレワークの推進、旅行や出張を控えめにする等「新しい生活様式」による感染対策が取られる中、さらに感染の拡大と緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発出により、タクシー事業者は経営の危機に直面しております。

雇用調整助成金を最大限活用しながら運転者の雇用を維持しつつ、一方で国民の安定的な生活の確保・社会の安定の維持の観点より、当連合会において策定した新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づき、日夜必死に事業を継続しています。

運転者は、自らの感染リスクと背中合わせの状況にありながら、自らのマスク着用、車内消毒・換気等を徹底するとともに、乗客へのマスク着用をお願いする等、車内での感染症拡大防止対策に万全を期し、ビジネス客や観光客はもとより、医療従事者・介護施設職員等勤務が必要な方々の通勤、高齢者・妊婦・人工透析患者等の病院送迎、移動手段のない方々の買い物支援、そして高齢者を始めとするワクチン接種者の会場への送迎等に日々頑張っています。

このような状況を踏まえ、今年2月2日には、厚生年金保険料等の納付猶予の特例措置の延長等を要望させて頂いたところです。

しかし残念ながら、特例措置の延長はお認めいただけず、個別に納付猶予の道はお認めいただきましたが、現在1%の延滞金が課されています。

つきましては、すでに1年以上にわたり極めて厳しい経営環境にあるタクシー事業における窮状をご理解頂き、エッセンシャルサービス産業かつ社会インフラであるタクシー事業の維持、継続のため、厚生年金保険料等の納付猶予にかかる延滞金について、事態が終息するまでの間、全額免除して頂きますように、強く要望致します。

何卒ご高配を賜りますよう切にお願い申し上げます。

以上